

## 西南戦争後の経済政策の転換と農商務省の設置

藤 村 通

明治十年の西南戦争の勃発から明治十四年の農商務省設立および幣制改革の開始に至る五年間は、日本近代史上において、したがってまた近代日本の経済政策史上に一時期を画する期間であったということがであろう。それはまさしく日本資本主義成立の陣痛期であったのである。一八六八年明治新政権が成立して以降の十年間は、日本が幕藩体制を否定して、近代国家への暗中模索をつゞけながらも、明治七年の征韓論争を転機として、政府は西欧先進資本主義体制を全面的に受入れることによって、大久保体制による日本の近代化をすすめる方針を確立したことは周知の事である。大久保体制の特徴は啓蒙的資本主義ともいふべき政策体系であるが、これが強力に大久保利通によって、内務省を中心として展開されたのである。それにもかかわらず、自然的風土はともかくとして、精神的風土の異った条件のもとで、近代資本主義の導入は容易に国民的地盤には浸透しえなかつた。大久保による経済政策の推進は、世界経済の潮流に順応したものであったが、さきにも触れたように、精神的風土を異にする日本では、多くの封建遺制とからむ障碍があり、それらが近代資本主義の国民的地盤への浸透をはばむことになった。政府の啓蒙的資本主義政策は、

国民に理解されずに、藩閥政府の行過ぎた経済政策として、不平士族や民権派の批判を浴びたのであった。それはたしかに啓蒙的資本主義が藩閥意識を前提として推進されたが故でもあり、したがつてこの政府の諸政策の代償は西南戦争となつたのであった。

西南戦争は明治政權確立の最後の政治的障碍であつた。この内戦からその終結にかけては、近代経済史の論理が示すように、戦争インフレーションの過程をたどり、生産者も商人も好況過程において、資本の原蓄をすすめたのである。これは地方ブルジョアジーの台頭を生み、民意の伸長が促進され、啓蒙的資本主義のいわば天下りの経済政策に反撥する気運を助長した。そしてそれは、さらに自由民権運動の全国的な規模拡大となり、国民議會開設要求までたかまつたことに示されている。一方には、かかる地方ブルジョアジーの台頭および民意の伸長とともに、他方では内戦後の通貨膨脹にからんで、政府は財政問題において窮地においこめられたのである。すなわち、西南戦争によつて四千二百万円にもおよぶ不換紙幣の増発は、物価騰貴に拍車をかけ、さらに貿易収支面における入超とあいまって、不換紙幣の価値下落となり、国家財政は破局寸前においこまれたのである。かかる政治事情と財政経済事情とのからみあいにおいて、政府はどのような経済政策をとらうとするのか、農商務省創設を中心として、その創設過程に触れてみたい。

農商務省創設の事情については、これまで深く掘り下した研究は甚だ少いようである。最近において、農商務省の創設についてやゝ立入った三つの研究成果をみる事ができる。それは、「農林行政史」「商工行政史」「商工政策史」であるが、これらの成果でも十分に明らかにしたとはいえない。「商工政策史」は「明治十二、三年においては、民間にも官界にも、官営工場や鉱山を払い下げるときだ」と主張するものがあり、政府の議もこれを実行することにきめ、

明治十三年十一月にいたって。……「工場払下概則」が公布されたのである。(中略)官営工場の払下げが実行に移されようとした最初は十四年八月の兵庫工作分局の場合であろうが、その後次々に実施されたのであった。この官営工場の払下げが産業政策の重大転換であったことは、いうまでもないことである。上述のように商工政策が横断官営方針プラス強度の民営保護から民営保護一本の方針に転換するに伴い、商工行政担当機構にも転換が要求されたのも当然のことであった。<sup>1</sup>と述べているが、当然として処理してしまうには史実の過少評価のそしりをまぬかれがたい事情があったように考えられるのである。他の二研究も大同小異であるが、何か隔靴搔痒の感をいだくのである。本稿は右の疑問に対して、私なりに資料探究からえた研究をまとめたものである。

政策の転換は当然であるとしても、当然とされるに至った事情は上記の三研究が取上げるように簡単なものではなかったのではないか。当然であったからといって、農商務省の設立事情は十分に判明されているとはいえない。それは何よりも資料の欠乏によるものである。大隈文書の未発表分にはこの事情の手がかりになる若干の資料があるが、これらの関係資料を組入れて少しく立入ってみたいと思う。

1 「商工政策史」第三巻七六一七八頁

二

明治十一年五月十四日参議兼内務卿大久保利通は島田一郎外五人の自由党员によって刺殺されるという事件がおきた。「滿朝愕然咸な色を失す」、政府にとっては西南戦争勃発にも劣らない報道であったと思われる。西南戦争は政府側の勝利に帰したものの、明治政府の最高主脳、名実ともに政府の実権を握っていた大久保の遭難は、政府にとっ

ては甚大な打撃であった。大久保内務卿の後任には伊藤博文が就任し、大隈大藏卿とともに大久保体制を踏襲したのであった。西南戦争は大久保体制への不平士族の反抗であったが、内戦は反政府運動の激発の端緒ともなった。大久保体制への批判は、明治十一年九月十一日、大阪における愛国社再興を契機として、反政府運動と国民議会開設運動の拠点となり、全国的な民権運動の結社あいつぎ、ついに明治十二年三月の愛国社第二回大会には十八県二十一社同盟に拡大したのである。

この間、内政に重点をおいた政府は、明治十一年四月中旬、地方官会議を招集し、府県会規則、地方税規則、郡区村編成法案を議し、七月には右三法を公布し、民権の伸長と民意との調和をはかったのであった。翌十二年には地方議会が開設せられた。さきにも述べた政治結社の勃興によって、人民の政治思想は啓蒙され、それは国会開設の大運動に盛上っていった。このような政治過程とともに、政府は、西南戦争後の通貨膨脹による財政問題に対処していったのである。西南戦争後の紙幣の増発と貿易収支の不均衡は、国家財政の危機を招来し、したがって、その責任者であった大藏卿大隈重信のもっとも苦慮した問題であった。大隈をはじめとし、当時の大藏官僚の主流は、国家財政の困難を貿易収支にありとし、貿易収支の不均衡すなわち輸出の不振と輸入の増大が、正貨の不足に拍車をかけ、金銀貨の不足から紙幣と銀貨の格差をつけ、それが物価騰貴の原因であると考えていた。ここにおいては輸出の振興に重点がおかれるに至った。すでに大久保利通が内務省を設置して以来、輸出振興は政府の基本的経済政策とし、いわゆる殖産興業政策体系に組みこまれ、大久保と大隈の路線で経済政策が推進されてきたものである。その政策の基本方針は、輸入超過を克服するために、政商資本の保護を中心として、直貿易を伸長することであった。そして一方には、政府経費の収縮をはかり、国家財政の安定をはからんとするものであった。大久保が倒れ、伊藤博文が内務卿となっ

ても、この基本路線は変るはずはなく、伊藤も大久保の方針を継承して、大隈||伊藤の路線で拡充されたのである。したがって、啓蒙的資本主義にもとづく殖産興業は士族授産を内包した西南戦争後の基本的経済政策であった。

如何にして殖産興業の実をあげるか。その計画は、起業公債発行の建議に委曲を尽している。この内国債を政府が取上げたのは、明治十一年三月のことであり、内務卿大久保利通の存命中のことであるが、大蔵卿大隈重信の建議にかるといえ、大久保体制の政済政策の青写真ともいうべきものであった。しかがって、この推進にあたっては、岩倉||大久保という大久保体制の核体によって強力に推進され、殖産興業の実をあげようとしたのである。これは、岩倉の起業公債証書発行にあたっての華族への内論案、あるいは大久保による「内務省上申書」をめぐる両者の往復文書2にみられるところである。次にこの起業公債募集について触れてみよう。

内国債ヲ起シ度旨趣ハ、第一募集金額（千二百五十万円）ヲ以テ種々ナル急用ノ事業既チ運輸ノ便ヲ開クコトヨリ農業製造業等ノ奨励ニ至ルマテノ創建設スルノ資用ニ充テ、随テ海内衆民并士族ヲシテ、間接直接トナク、或ハ多少ノ便益ヲ蒙ラシメ或ハ自立殖産ノ道ニ就カシメ、其他諸銀行ヲシテ能ク存立シ、因テ以テ大ニ内外ノ商売上ニ裨益スル処アラシムル等種々ノ效績ヲ収メ度儀ニ有之3

というものであって、第一・二・三次産業の振興のために、その資金を得るためであって、「目今費途極メテ多端ノ際、既ニ通常経費ノ能ク支給スル所ニアラス、其他別ニ適當ノ良法モ無之」ために、殖産興業を強力におしすすめるためにも、内国債に資金を求めざるをえなかったのである。

まづ基本的路線としては、第一には国民経済の発展の基礎条件となる交通運輸部門の整備である。この計画によると、京阪間鉄道を天津迄延長し、琵琶湖通航の船舶に接続させ、湖北岸汐津あるいは今津を経由する敦賀港線の建設

新潟港の疏鑿建設、および便宜の地域での運河漕渠、道路の開通、および海運条件の改善等をあげた。第二には秋田および北海道地方の鉱山の開発、奥羽地方の原野の開拓、牧畜の普及とその他の地方での農業の振興、第三には各地適当の場所に諸製造所を建設し、加工産業を奨励すること。第四には以上の諸産業を拡充整備することとあいまって、士族授産によって貧窮士族を救済し、そのエネルギーを利用し産業發達に資することであつた。以上の計画を実現するために、「回産復生ノ資本」を内国債に求めんとしたのである。この内国債募集にもっとも力を入れたのは岩倉と大久保であり、岩倉具視は前にも触れたように、華族に対して全面的な賛同を望み、次のように勧誘するところがあつた。

予是ニ於テ我同列華族諸君ニ告クル所アリ。我カ国土ノ物力未タ盛大ニ至ラス。我同胞ナル士民ハ未タ生息ノ道ヲ得ス、而テ我儕幸ニ聖明ノ隆恩ニ浴シ、祖先ノ遺業ニ籍リ美ヲ衣テ甘ヲ食フヲ得タリ。是縦令國家経論ノ遠略ニ干預セサルモ、豈ニ独り吾人子孫ノ禍福ハ専ラ國家ノ盛衰ト士民ノ安危トニ係ル所以ヲ思ハサルヘケンヤ。況ヤ身士民ノ上ニ位シ、待遇ノ異ナル、責任ノ重キ実ニ我カ國家ト休戚ヲ共ニスルノ地ニ居ルニ於テオヤ。……我儕此國歩艱難ノ時ニ際会セリト雖モ、又幸ニシテ此有為ノ好機會ニ遭遇ス。顧フニ当サニ同心一致シ、各自応分ノ助力ヲ為シ、以テ國家ノ盛業ヲ贊成ス可キノ時ナリ。蓋シ力合ハサレハ其效少ク財多カラサレハ其益微ナリ。幸ニ今マ我政府率先シテ此曠古ノ事業ヲ経営シテ以テ公共永遠ノ便益ヲ起サレトス。上朝廷ノ誠意ニ答へ、之ヲ小ニシテハ諸君ノ曾テ臣子視スル所ノ士民ヲシテ無限ノ幸福ヲ得セシメ、其他諸君一家ノ計ニ於テモ、亦自ラ一種堅固ノ儲存法ヲ生シ、我カ國家ト共ニ其利益ヲ増殖シ、子々孫々永ク其愛ニ頼ルヲ得ン。切ニ望ムラクハ我カ同列諸君ノ深ク意ヲ此贅言ニ加ヘンコトヲ。<sup>4</sup>

起業公債の応募を華族に期待し、日本の近代國家として新生命を鼓吹しようとした熱意を岩倉に見るが、大久保もま

た明治十一年五月三日には出京中の地方官を浜離宮に招き、殖産興業のための内国債券募集の趣旨を訓示<sup>5</sup>し、大蔵、内務一体となつて、日本近代化への推転に努力したのである。さて明治十一年四月三十日布告第七号をもって起業公債が発行されることとなり、第一・三井の両銀行を取扱銀行として募集が開始された。時あたかも戦後の好況と国立銀行の増設<sup>6</sup>（明治十一年度二七銀行創立）期であつたから、意外の反響をよび、同年七月には、二千四百七十七万余円の応募申込<sup>7</sup>をみたのであつた。募集総額は千二百五十万円であつたから、申込高に比例して割当て、所期の資金を集めたのである。

この募集金は明治十一年九月太政官令達によつて、募集金一千万円中より、内務省に四百二十万円、工部省に四百二十万円、開拓使に百五十万円、大蔵省十万円が配分せられた。資金の用途別は次の通りであつた。

内務省所管	4,200,000
野蒜築港費	543,675
新潟築港費	21,602
宮城山形新道開鑿費	101,604
磐城秋田新道開鑿費	93,350
磐城那須原水路開鑿費	57,508
加治木塩田修築費	53,918
清水越新道開鑿費	299,050
野蒜市街修築費	29,289
ノへ線越代	
勸業経費	3,000,000
工部省所管	4,200,000
京都大津間鉄道建築費	952,140
米原敦賀同上費	1,522,170
東京高崎鉄道保測量費	6,000
院内阿仁鉾山開鑿費	1,600,000
油戸炭山興業費	119,690
開拓使所管	1,500,000
幌内院内炭鉾開鑿費	1,500,000
大蔵省所管	100,000
起業公債発行費	100,000

こうした経済政策が実施に移されようとした矢先に内務卿大久保利通の遭難事件がおこつたのである。

- 2 「大久保利通文書」第九卷一六五九、一六六〇、一六六四各項の書翰参照。
- 3 「明治財政史」第八卷一三二頁。
- 4 「岩倉公夷記」下卷五三四、五三五頁。
- 5 「大久保利通文書」第九卷一四九頁および「大隈侯八十五年史」第一卷六八四、六八五頁参照。
- 6 「銀行課第一次報告」第四款国立銀行創立ノ事項参照。
- 7 「明治財政史」第八卷四六七頁。
- 8 「明治財政史」第八卷八七七、八七八頁。

### 三

すでに触れたように、士族民権運動は、明治十一年四月の愛国社再興とともに、各地に反政府運動と国会開設要求の政社が結成され、政府の政策を痛撃したのである。明治十年六月、片岡健吉は、「立志社建白書」において、政府の財政経済政策を批判し、「財政其道を失する」として次のように痛論した。

夫れ財政の国に於ける、古今其忠を同ふす、立憲の政体を建てざる国は、其秘府の事之を外に示さず、人民の窺ひ知るを忌憚するもの多し、陛下臨御以来、軍旅土木の事其役の大なるもの寡ならかず、歳に冗費を省し、月に冗官を汰し、以て其財政を処する緻且つ密ならずとせず、敗紙退筆の費も、其表を挙げざるなし、而して大蔵より各省府県に至るまで、官の貯金は所謂掛屋なるものを置いて之を出納せしめ、其始め資産の有無、其人の邪正を問はずして、

一意之れ憑る、顧みて其薄産の非を顯はし、姦猾の証を得るや、忽然抵償の資を責め、現額の金を徴するも及はず、夫の掛屋なるもの、地を鬻し屋を典するも、其十一を償ふ能はず、政府は痛く懲り、処するに単一の法を以てするよりして、府なり、県なり、悉く其旨を等ふし、其勢を同ふし、苟も掛屋の名称あるものは、相次いで破産せざるなく、影響する所所在の商估に及び財資蕩尽、其余裕たも尚得ざるに至るなり。夫府県の租税之を收納し、即時以て大蔵に輸送するや、通貨は全く地を払ふに至る、地方之れが為に衰頽し、物産之が為に萎靡す、政府は斯に見るあり、物産の萎靡を興さんとして勸業の道を開く、殖育製造の事講せざるに非らず、有司其計を誤て却て、工商の權を擁し、人民の利益は偏頗に帰し、或は数十万の金を以て某会社の資を成し、或は数万の財を出し某会社の業を起さしむ、賑濟の途其人を限るか如し、各省の定額も其長官權力の輕重に従て増減あり、而して事務の増減亦之に従ふ、故に定額に依て事務あるが如く、事務を佐くるの定額たるを見ず。抑も天下人民は己れの身命に関するの税なり、己れ膏血を輸たすの租なり、而して其租や其税や、納るゝに嚴酷の方あり、出ずに節制の跡なし、於は一歳の予算は其表を見るも決算は其表を見ず、予備の金各省の額、贏余の名を聞くも贏余の実を疑ふものあり、偶ま田舎より都下に出るもの、彼の土木の高崇、官制の綺麗を觀て、各地の衰殘と相均しからざるに惑ひ、通貨の一処に濫集し、流通の途を失するの憂は、天下人民の神髓に徹す、之れ偏に秘府の事窺ひ得難く、予算の表を睥視し決算の実を知らず、出納の權一に其主宰の独斷に歸するが故也、頻年土木軍役興って休まざるの巨費、及び内外の国債、陛下誰と共に謀て之を処せんとするや、天下の人民徒らに膏血を輸たし以て、幸福安全の域に処する能はざるは、豈に財政其道を失すると説はさらんや。<sup>9</sup>

これは「立志社建白書」のほんの一部に過ぎないが、政府の財政經濟政策を痛烈に批判したものととして、この建白書

が印刷物として全国に流布されたのであるから、人心に与えた影響は、「自由党史」も「深く人心を激励する所」と述べている。

また、「愛国社再興趣意書」は、

財は国力の因て生ずる所なり、国民富まざれば以て国力の強盛を致す能はず、故に国力をして強盛ならしめんと欲せば、国財を増殖せざる可からず、而して其方たるや、国民自ら奮起し、大に産業を起し、内外の通商を盛にするより善きはなし。蓋し方今、生産通商の道稍開けざるに非らずと雖も、各地人民の交接未だ密ならずして、国財の検究を尽さざるが為に、大利あるの産業も之を起さず、従て有無相通ずるの方、其当を失ふものあり、故に国財を増殖し、国力をして強盛ならしめんと欲せば、各地人民相互に交接し、彼我の情況を知り、国産の有無を審にし、共謀戮力、産業を起し、通商を盛にして、有無相通ずるの方、其当を得ざる可からず、是も亦各地人民の交際結合より生ぜざんばならず。<sup>10</sup>

とし、人民による産業の興起を啓蒙したのである。「立志社建白書」が政府の財政経済政策の批判したのに対して、「愛国社再興趣意書」は従来の政府の経済政策に代る新政策の在り方を示すものといえよう。ここには政府の保護干渉主義を排除する意図とともに、国民の自主的な産業振興の方途を示しているのである。尾張の「羈立社創立趣意書」は政社創立の理由の一は、「商売工業を開て其利公益を起し、以て文明開化の実を挙げ」<sup>11</sup>ることにあつた。また出雲尚志社は趣意書において、「今ま試に眼を貿易の一点に注ぐも、輸入は常に輸出の権衡を傾け、漸く内国の民心を啓導し尽すに至れり、此事や間接に吾人か榮枯を消長するものなり、而して之を恬愜の間に看過し、所謂公衆一致以て社会風潮の挽回を謀らざれば、各人が今日刻苦労働の結果なる貴重の貯財も、適ま異口煩悩の種を播するに過ぎざる

のみ」といい、いづれも富国強兵の実をあげるための殖産興業は民権の伸長によって可能とみるのである。これらの論説は民権派の経済政策を示す最大公約数と考えてよいものであろう。

このような民権派の批判を理論的におしすすめたのが、在野の経済学者田口卯吉であった。田口卯吉の明治政府の経済政策批判は、明治十一年の『自由交易日本経済論』にみられるところであり、保護政策を批判し、自由貿易主義を主張した。田口は、さらに明治十二年一月には「東京経済雑誌」を發刊し、政府の経済政策の転換を力説し要望したのである。彼は、明治十二年二月二十七日の「東京経済雑誌」第二号において、「抑も保護政略ノ旨トスル所ハ成立セント欲シテ未ダ成果スル能ハザルノ職業ヲ成立セシムルアリ、『此業起ラバ以テ輸入ノ幾分ヲ減スベシ、此職盛ナレバ因テ以テ富ムベシ、故ニ政府之ヲ保護セザルヘカラズ』ト」明治政府の経済政策原理を明かにし、以下その批判を詳述論難したのである。

或ヒハ官金ヲ貸与シ、或ヒハ政府自ラ製造ニ従事シ以テ此職業ヲ保護スルニ至ル、其政略燦々驚クベキモノアリ、其勲績嚇々觀ルベキモノアリ、其物産起リ工業成ルニ及ンデ、而シテ保護論者ノ意滿ツ、嗚呼巨万ノ資本ヲ投ジ、衆多ノ智力ヲ集メテ其事ニ従フ、何ヲ為シテカ成ラザラン、何ヲ施シテカ行ハレザラン、長城モ築クベク圭塔モ建ツベシ、然ルヲ況ンヤ些々タル一商品一貨物ヲヤ、今此一事ノ成功ヲ見テ而シテ国家全体ノ益アリト妄測ス、余輩ハ之ヲ大早計ト云ハザルヲ得ス」

田口の大早計という理由について、

看ヨ看ヨ天下ニ自然ノ律アリ、一国ノ物産ハ増サザルノ資本ヲ以テ増スベカラズ、一国ノ利益ハ増サザルノ物産ヲ以テ増スベカラズ、請フ管ニ之ヲ弁明セン、夫レ社会万般ノ職業ノ能ク今日ニ成立スル所以ノモノハ何ゾヤ、人

々ノ需要既ニ之ヲ起スニ足ルアリテ而シテ之ヲ製産スルノ費用此需要ヲ挫クホドノ高度ニアラザルヨリ發スルニアラズヤ、需要厚シト雖モ其費用極メテ大ナレバ其職業決シテ世ニ成立セザルナリ、其費用極メテ小ナリト雖モ、其需要極メテ薄ケレバ亦タ決シテ世ニ成立セザルナリ、サレバ今日ニ在リテ成立セザルノ職業ハ固ハズシテ其費用ノ多ク其需要ノ少キヲ知ルベシ、然ルニ執政者ハ此需要少ク費用多キ職業ノ成立セザルヲ憂ヒ、或ヒハ官金ヲ貸与シ或ヒハ自ラ之ニ干与シ、以テ此職業ヲ国内ニ起サント欲ス、其衷心実ニ国ヲ愛スルニ出ヅルト雖モ到底一国ノ資本ヲ不利益ノ職業ニ注人スルヲ如何センヤ、抑モ資本ノ有利ニ歸スル猶ホ水ノ下ニ就クカ如シ、今日經濟世界ノ資本皆然ラザルナシ、然ルニ今強テ其自ラ婦セザルノ職業ニ歸セシメント欲ス、其相当ノ利ヲ得サルヤ明ケン、物産衰零セザルヲ得ンヤ、利益減少セザルヲ得ンヤ、保護論者之ヲ以テ美トナス、余輩其政略ノ果シテ一国ニ益アルヲ見ザルナリ」

次に維新政府のとした經濟政策はどのような組織で行われたかに触れているが、

明治二年政府始メテ通商司ヲ置キ、之ニ任スルニ物価ノ平均流通ヲ計テ兩替屋ヲ建テ、金銀貨幣ノ流通ヲ計テ相場ヲ制シ、外国貿易ノ輸出入ヲ計テ諸物品売買ヲ指揮シ、廻漕ヲ司ドリ、諸商職株ヲ進退シ、諸商社ヲ建テ、商稅ヲ監督シ、諸請負ノ法ヲ立ツルノ九件ヲ以テシ、之ヲ外国官ニ屬シ、其後之ヲ會計官ニ屬シ、民部大藏兩省ノ駢立（二年六月）スルニ及ンデ、民部省ニ屬シ、兩省分離ノ際（三年八月）又大藏省ニ屬ス、既ニシテ之ヲ廢シ、四年七月其事務ヲ庶務課及租稅司中ノ商稅掛ニ分付ス、未タ一月ヲ出デスシテ租稅司ヲ租稅寮ト為シ、其商稅掛ヲ雜部課ト改ム雜部課ヨリ以後一變シテ勸業課トナリ、二變シテ勸業課トナリ、内務省ノ起ルニ及ンデ三變シテ勸業寮トナリ、又分レテ勸業勸商ノ二局トナル、其分合廢置ノ際ト雖モ、或ハ製造ヲ試ミ、或ハ貸付ヲ為シ、以テ彼ノ成立セント欲

シテ成立セザルノ職業ヲ成立セシメント務メザルナシ、政府ノ意ヲ商政ニ留ムル至レリト云フベシ、然リ而シテ一タ  
ビ保護ヲ得タル職業ノ今日ニ至リテ独立スルモノ実ニ幾何カアル、嗚呼巨万ノ資本ヲ投シテ此寄食ノ職業ヲ養フ、  
豈ニ一國ノ利ナランヤ、十年ノ徵驗実ニ警ムルニ足ルアルナリ」

このように政府の保護政策を痛論し、自由放任政策こそ政府のとるべき経済政策であると論じたのであった。さらに  
明治十三年四月の『経済策』においては、「府県勸業課を廃すべし」の主張をかかげ、「抑も勸業とは何の謂ぞや。  
政府の製造をなすを謂ふか、是れ実に民間に在て同種の業を興起するを妨ぐる者にして決して勸業の目的を達する能  
はざるなり」とい<sup>13</sup>、明治十三年六月の『東京経済雑誌』第二九号では、官営工業について、とくに鉄道・電信・鉱  
山・造船等の官営工業について、「此等の事業は外国に在りては国を富まし物産を蕃殖するの基なり。日本にありて  
は歳出を消耗し帑帑を萎縮する媒なり」と痛論し、「有司の速に之に注意し悉く鉄道と鉱山と電信と造船所と製作所  
と印刷局と製絨所と牧場と官林と各地勸業の管司せる一切の製造所とを人民に売却」す<sup>14</sup>べきことを強調したのである。  
「勸業保護の政略を止めて政府の事務を適當の境域に限れよ。日本の人民業已に外人と競ふに足るなり、業已に製造  
商業を經營するに足るなり、何ぞ政府自ら之に従事するを要せんや」<sup>15</sup>、自由民権運動の全国にわたって振起している  
とき、これは国民の輿論を代表したものととして受取ることができよう。国家財政の困難の際に、政府の財政経済政策  
を批判し、その対策として紙幣の収縮と歳費の節減以外に智謀奇策なしと論じ、歳費の節減をはかるには勸業関係諸  
費の節減によつてはじめて可能であると主張したのであった。『経済策』第七章「財政論」においても、「当今我政  
府歳出の費る所を察するに、事の政治に關せず、事の人命保護に涉らずして而して特に商業に干渉し、製造に貸与す  
る等の為に是に属するの省使にして巨額を要するものはあり。事の政治に關し財産保護に涉ると雖も、必ずしも復要

ならずして而して数多の官吏を使用するの局謀之あり<sup>16</sup>とし、経費節減しうる点を指摘している。これも要するに経済自由の原則にもとづいた経済政策原理にたつてのことであり、自由放任主義に立つことなくして、国家財政の危機を克服することはできないというのが、田口の政府の財政経済政策批判の基本点であった。

民権派のこのような批判に対して、政府部内でも、これまでの経済政策の行過ぎをみとめざるをえなくなったのである。

- 9 「自由党史」上巻二四〇—二四二頁。
- 10 同右二七一頁。
- 11 同右三一五頁。
- 12 同右三〇八頁。
- 13 「田口卯吉全集」第四卷一五頁。
- 14 同第六卷九九、一〇〇頁。
- 15 同二〇四頁。
- 16 同二〇三頁。

#### 四

政府側の経済政策転換論は大蔵大輔兼勸農局長であった松方正義によって主張せられた。彼は、明治十二年九月の「勸農要旨」で政策転換の必要性を強調したのであった。

農業ノ進歩ニ最モ緊要ナル學術若クハ有用ノ農産農具等ニシテ、人民未タ其利ヲ知ラス、或ハ其利ヲ知レトモ之ヲ行フノ氣力ニ乏シク或ハ其志アルモ其方法ヲ解セサル如キハ、政府已ムコトヲ得ス人民ニ率先シテ之カ端緒ヲ開キ、其実利実益ヲ示シテ以テ人民ノ方向ヲ導カサルヘカラス。此際或ハ巨万ノ資金ヲ要シ人民營業ノ部分ニ向テ直接下手スルノ跡ナキ能ハス、然レトモ人民既ニ政府カ指示セル方向ニ進ミ各自相競ヒテ之ニ従事スルノ場合ニ至テハ、政府ハ直ニ其事務ヲ抛却シテ之ヲ人民自為ノ進歩ニ付セサルヘカラス、之ヲ例スルニ上州富岡製糸場泉州堺紡績場下総牧羊場或ハ東京府下ニ設立スル試験場ノ類ナリ。此種ハ固ヨリ一時ノ仮設ニシテ到底政府ノ永ク関与スヘキモノニアラス。

倘シ民智民力既ニ開進シテ政府ノ勸導ヲ假ラサルニ至ルモ、政府ハ猶依然トシテ此般ノ事業ヲ執リ、或ハ之ヲ擴張セント欲シ、或ハ政府企望スル所ヲ以テ之ヲ人民ニ課シ随テ其成功ヲ促シ、或ハ一時ニ事物ノ精微ヲ求メ細大兼備ハリ本末並ヒ挙ランコトヲ期シ、或ハ人民ノ蒙昧ヲ開クヲ以テ政府ノ任トナシ、政府以テ各般ノ民業ニ着手シ事ヲ好ミ功ヲ貪ホル如キハ、反テ人民自為獨立ノ氣勢ヲ挫折シ百事政府ニ倚頼スルノ風習ヲ養成シ、或ハ人民營業ノ利ヲ妨害シ、大ニ国内ノ生殖力ヲシテ減退セシメ、其弊害タル得テ測ルヘカラサントス。<sup>17</sup>

松方は、この所論で明かなように。政府の經濟政策は国民の企業心を減退せしめ、生産力の縮小となつてゐることを指摘し、さらに、「資金ヲ人民ニ貸与シテ其産業ヲ保護スル得失ヲ論ス」の項において、政府資金は全国人民ノ勤勞の所産であつて、「政府カ資金ヲ以テ妄リニ少数ノ人民ニ貸与スルノ益ハ此ヨリ生スル所ノ弊害ヲ償フコト能ハサルナリ」<sup>18</sup>といひ、保護干渉の行過ぎを批判した。

大藏省内でも従来の經濟政策に対する反省がみられ、大藏官僚河瀬秀治は、明治十二年七月の「財政政策ニ関スル

建言書<sup>19</sup>」において「『レツセ、ヌ、フエール』ノ言ハ何等ノ時世ニ際シ何等ノ政府ニ答ヘタルノ語ナルヤヲ弁知セシテ、之ヲ本邦ノ今日ニ唱フルハ亦膠柱ノ見タルヲ免カレサルモノ<sup>20</sup>」として民権論者や田口等の見解を批判しながらも、「夫レ政府ハ宜シク放任主義ヲ操ル可キナリ、然レトモ凡ソ国家ヲ益シ人民ヲ利スルノ事業ニシテ人民私力ノ能ク及フ所ニ非ラサルモノハ唯政府之ヲ為ス可キノミ」として、政策転換の必然性をみとめるにいたつた。このように内務省でも大蔵省でも主脳官僚が経済政策の転換の必然性を主張するにいたつたのは、政策の行過ぎと失敗はもとより、民権運動の熾烈さおよびその政府批判に対する政府部内の自己批判でもあったのである。

松方は十三年二月内務卿に就任し、先輩大久保の遺志を継承する責任者の地位に立つにいたつたが、このとき大隈の財政政策は失敗におわり、国家財政の危機を外債募集によって打開しようとしていた。松方は明治十三年六月の『財政管窺概略』で外債募集の件をはげしく批判するのであるが、それとともに政策転換を強く主張するにいたつた。

「民業ニ関スル事業ハ断然民有ニ帰セシム可キ」ものとし、「勸奨ノ法固ヨリ多シト雖トモ、現今政府ノ事業ニシテ其民業ニ属スル者ハ、有志人民ノ請願ニ応シテ下付スヘキ者ハ勉メテ之ヲ下付スベシ<sup>21</sup>」と、政府部内の政策転換論に大隈も耳を傾けるようになった。そして政府の経済政策の転換は、筆頭参議大隈重信の「三議一件の建議<sup>22</sup>」となり、つづいて「農商務省設置の議」となつて具体化されるにいたつたのである。

まづ官営工場の払下げについてみよう。官営工場の払下げは、明治十三年五月の大隈大蔵卿の「三議一件の建議」を直接の動機とするものであろう。この建議の一つが「勸誘ノ為メ設置シタル工場払下ケノ議」であつた。大隈は次のように述べている。

凡ソ政府ニ於テ工場ヲ設置スルノ理三アリ、国家統治上ニ於テ必要ノ機具ヲ製作スルタメニ設置スルモノニシテ、

本来其事業ノ性質人民ノ營業ニ任放スヘカラサルモノ即チ陸海軍備ノタメノ工廠ヲ設ケ、造船修船ノタメニ廠ヲ置キ、或ハ財政上貨幣ノ鑄造所ヲ備フルカ如キ其一ナリ、事業ノ性質ハ人民ノ營業ニ任放スルモ敢テ不可ナキニ其起興ノタメ多分ノ資財ト高尚ノ學識トヲ要スルニヨリ、或ハ事ノ秘密ヲ要スルニヨリ、人民ニ於テ發起ニ從事セス、又政府モ容易ニ其營業ヲ許スヘカラサルモノ、即チ金銀銅鉄、鑄練熔解所ヲ開キ、官用圖書ノ印刷所ヲ設クルカ如キ其二ナリ、純然タル工場ニアラスト雖、郵便電線ノ如キモ亦同シ、政治上敢テ必要ナラス、人民ノ營業ニ任放シテ管ニ不可ナキノミナラス、却テ之ヲ望ムト雖モ、改進ノ政策ニ於テ、其開設擴張ヲ急務ト為スニ因リ、政府先遣起興シテ、人民ヲシテ其公私ニ便益アルコトヲ覺知セシメンカタメニ設置シ、所謂工業勸誘ノタメニ其模範ヲ示スニ止ルモノ、即チ機械ヲ以テ絹糸ヲ紡績スルノ所ヲ開キ、製絨所及ヒ機械製紙所ヲ設クルカ如キ其三ナリ。<sup>23</sup>

以上のように官營工場が第一の政府直營事業たるべき陸海軍工廠造船所および貨幣鑄造所、第二の多額の資本と高尚の學識を要するもの、あるいは秘密を要する事業、第三の工業勸奨のための模範工場を必要とする三つの理由により設置されたことが、日本近代化にとって必要であつたことに触れたあとで、

「此第三ノ目的ヲ以テ開設シタル工場ハ、其事業漸ク整頓シ、爾後幸ニ其管理ノ方法ヲ窺ルコトナクンハ、收支ノ全員ヲ計較シ、既ニ幾分ノ利益アルニ至ルカ、又ハ收支上ニ於テ利得ナキモ、未タ曾テ製作ノ方開ケサルノ物産ヲ作出シ得ルニ至レハ、乃チ起業ノ目的ヲ達シタルナリ、事業ニ依リテハ政府自ラ經營シテ利益ナキモ、人民ヲシテ營業セシメナハ、其利益ヲ收ムルモノアラン、故ニ若シ利益アルニ、政府仍ホ營業ヲ繼續シテ止マサルハ、識ラズ知ラス專業ノ狀勢ヲ來シ、勸誘ノ本旨ニ乖ク、若シ利益ナキモ仍ホ繼續シテ止マサルハ、倍々國帑ノ損失ヲ崇ム、寧ロ元資ノ幾分ヲ棄捐シテ、速ニ人民ニ売渡シテ、煩冗ヲ除クヘキナリ、況ンヤ方今國債償還ノ資ヲ増加スルノ急且要ナル、苟モ歳出ヲ節減スルノ方アラハ、之レカ挙行ヲ怠ルヘカラサレハナリ。

勸誘ノタメ開設シタル工場即チ内務、工部両省所管ノ工場總計十四ヶ所（千住製絨所、第一綿糸紡績所、第二綿糸紡績所、新町紡績所、富岡製糸場、石炭酸製造場、砂糖製造所、赤羽根工作分局、赤羽根木具塗物場、深川工作分局、兵庫工作分局、長崎工作分局、深川白煉瓦製造所、品川工作分局）今之ヲ人民ニ払下クルキハ、第一其損失ヲ補足スルノ金額即チ金拾万三千九百拾三円拾七錢（十一年度調）ハ毎年通常歳出ノ額ヲ減ス、第二之ヲ払下クルキ營業資本金ヲ完納セシムレハ、即チ金百八万七千七百六拾九円三拾三錢（十二年度調）ヲ準備金へ増加ス、第三払下ケノキ興業費年賦返還ノ約ヲ結ヘハ、其年限中々若干ノ雜収ヲ増シ、満期ニ至レハ總計貳百八拾万千六百三拾円四錢ト洋銀千三百七拾六弗七セント（十二年度調ノ興業費高ナリ損失ナク元金ニテ払下ケ得ルモノト假定シテ斯ノ如シ）ヲ準備金ニ追加シ、乃チ国債ノ償還ニ充ルヲ得ベシ。<sup>24</sup>

官營工場中間に払下げしうるものは、第三の模範工場といわれるものであつて、十四工作場であつた。大隈による官營工業の払下げは、經濟政策の転換というよりも、財政改革ないしは紙幣整理との関連において行われたことが見失われてはならない。まづ官營工業の失敗が政府財政の負担となつていた。『紙幣整理始末』は、「官業ハ大率ネ損失ニ歸シ、政府保護ノ民業モ皆多クハ失敗シ、貸付金ノ返納元利共ニ延滞トナリ、十二年六月三十日ノ現計ニ依レハ準備金總計五千貳百余万元ノ内貳千三百余万元ハ民業保護金、官業資本其他貸出ノ高ナリ」と述べているが、前掲の大隈の工場払下げの建議との関連づけをみると、財政改革の一端として大隈が取上げたこと、そして民権運動の批判からして「識ラス知ラス専業ノ状勢ヲ来シ、勸誘ノ本旨ニ乖ク」として政策転換に踏みきつたものである。

さて官營工場の払下げは、明治十三年十一月の「工場払下概則」の公布をみて、「工場勸誘ノ為メ政府ニ於テ設置シタル諸工場ハ其組織整備シテ当初目算ノ事業漸ク挙カルニ從ヒ官庁ノ所有ヲ解キテ之ヲ人民ノ營業ニ歸スヘキモノ」として払下げることになつたのである。

- 17 「松方伯財政論策集」(明治前期財政經濟史料集成)第一卷五二三、五二四頁。
- 18 同右。
- 19 「松方家文書」第二卷、「日本金融史資料」明治、大正篇所収松方關係文書九七〇頁以下
- 20 同右九七〇頁。
- 21 「松方伯財政論策集」(明治前期財政經濟史料集成)第一卷五三四、五三五頁。
- 22 「文書より觀たる大隈重信侯」八五頁。
- 23 同右八六頁。
- 24 同右八六、八七頁。
- 25 『紙幣整理始末』(明治前期財政經濟史料集成)第十一卷二一五頁。

## 五

官營工場の払下げは、財政改革と民権派からの批判だけから行われたものではない。貿易商人および在野の指導者たちの直貿易促進運動が、明治十三年代にはナショナリズムをかきたて、企業心はうつ勃として動いていたことも、政府の經濟政策轉換の圧力となっていた。大阪商法會議所会頭五代友厚の「直接貿易意見書」で「向ニ政府カ三百万円ノ資財ヲ正金銀行ニ下附セラレ普ク直接ノ貿易者ヲ誘導保護セラル、拳アリシヨリ直接貿易ハ一般人心ノ誘起スル所トナリ、随テ貿易商社ハ合同ノ念ヲ生シ、陸續振起シテ既ニ七八会社ヲ設立スルニ至レリ。今ヤ直接貿易ハ識者ノ与論トナリ」と述べ、前田正名は「直接貿易基礎確定ニ関スル三大要綱」の中で、「各地方製産者ノ状勢ヲ察スル

ニ有志ノ輩日ニ四方ニ振起シ協同團結フテ直接ノ事業ニ熱中シ、其勢殆ント抑制シ難キノ状アリ」といった企業心の勃興期にあった。こうした状勢から、貿易業者および識者は直輸出のために政府の貿易保護を要請し、対内的には自由放任を、対外的には商権回復のための保護政策を要求したのである。このような民間からの企業心の勃興は、民権派の論調とあいまって、単なる工場の払下げだけに終るものではない。新事態に即応する政府の事務機構が改変せざるをえなくなるのも当然のことであろう。ここに内務省にかわって新しい事務機構として農商務省の設置が取上げられることとなったのである。

農商務省の設置の構想を主張したのは参議黒田清隆であった。黒田は明治十三年二月、太政大臣三条実美への建議でこれに触れているが、彼は政府の経費節約というよりも、民権運動に対する一対策として農商務省の設置を建議した。彼は国会開設を時機尚早とし、まづ殖産興業の実をあげるべきであって、その面より農商務省設置を要望した。夫れ国益を凶るは物産を起すにあり、物産を起すは農工商賈の業を勧誘するにあり、方今勸農勸商の官を設けざるに非らざれとも、内務大蔵両省中の一局たるに過ぎざるのみ、人民勧誘の道を尽さざるに非らざれとも、両省の事務甚だ広く且繁なるを以て、未だ力を此に専らにするに遑あらず、因て以爲く仏字諸国の制に倣ひ、農商事務を管掌するの一省を設け、全国勸業の事皆此に専轄せしめ、長官を撰て其責任に任し、勸農勸商の二局を併せ、人民勧誘の道を尽して、物産を興隆するに従事せしむべし、苟斯目的を達せば田野日に開け、物産日に殖し、山には鋳物の利を起し、海には魚塩の富を致し、製造益々盛に、貿易益々繁く、土地の便尽さざるなく、運輸の道通せざるなく財源洞開、国本充実す、何ぞ金貨の昂貴を憂へん、何ぞ米穀の沸騰を慮らん、何ぞ輸出入の不平均を恐れん、然れとも議者或は更に一省を増さは、費用給せざるを以て之を難する者あらん、夫れ国家の物産に富めるは、世界万国

共に称する所たるも、国民の意を興産に注ぎしは僅に四五年間の事のみ、遺利未だ悉く挙らず、実業悉く興らず、殆ど金庫を鎖して其の廃棄に任ずと異なるなし、今専省を設けて之を統治し、而して全国の物産に就て其の最も洪益ある者二三を択び、十分の力を用ひて一意振興に従事し、其経費の如きは国債を募り、紙幣を製して以て之に充て、其長官たる者をして償還の責に負担せしめは、何ぞ費用の給せざるを憂へんや<sup>28</sup>

殖産興業を推進するためには政府事務機構を統一することを強調した。松方といい黒田といい農商務省設置を強調したことは、「工場払下ヶ概則」とともに大隈・伊藤の両参議によって農商務省設立計画がすすめられることとなったのである。

26 「直接貿易意見書」『大隈文書』第四卷三二九頁、この意見書は大阪商法会議所会頭五代友厚の提出したものとみられている。

27 「直接貿易基礎確定ニ関スル三大要綱」明治十三年十二月『大隈文書』同上三一七頁。

28 「自由党史」上卷四〇二、四〇三頁。

## 六

次に農商務省設置の過程をふりかえてみよう。これまで経済政策の担当機関としては内務省、大蔵省、工部省があったが、従来の職制について、大蔵卿および内務卿は「歳計ヲ節約シ政務ヲ改良スル目的」をもって可否を検討することを痛感し、それは明治十一年頃からはじめられていた。早稲田大学所蔵の大隈文書には「仏国農商務省及工部

省並英国商務院職制章程」「澳國商務省機構」「ハンガリー農商務省機構等」の政府の調査資料の一部と考えられるものが散見されるのであるが、これらの資料はいづれも各国公使に照会して手に入れたものであるうが、いづれも明治十一年から明治十二年一月にかけての記録である。明治十三年の農商務省設置建議には、「歐洲諸國ノ制ヲ案スルニ澳國ノ如キハ農商ノ事務ト工部ノ事務トヲ合セテ工部兼農商務省ヲ置キテ、仏、伊ノ如キハ特ニ農商務ノ一省ヲ置ケリ」<sup>29</sup>とあり、大隈文書がこれと符号している点より、モデルを西欧諸國のうちから、そして職制改革の構想は、明治十一年大久保の遭難後からはじめられ、政策転換の準備にかかったことがうかがわれる。このようにして資料を集め検討した上でもっとも参考になったのが、仏國農商務省の官制であったと考えられる。それでは仏國農商務省の職制はどんなものであったか。「仏國農商務省職制」をみると、農商務卿の職制及權限として次のように規定されている。

全國統計、農業一切、農業學校、馬醫學校及馬飼事務、管農地券、農業勸奨、農事扶助、埋地事務、牧馬地管轄、内地商事上法律及規則ヲ制定スル事、百工法度制定ノ事、製造所一切ノ規律ヲ草定スル事、匿名商社一切ノ事務、保險ニ干涉スル一般事務、工芸學校管理、勸業博覽會、老養貯蓄金扱事務、預金諸民事務、諸製造所ニ入りテ工業ヲ修行スル子弟ニ付職業規則ヲ施行スル事、營生警察、温泉場取締、尺度衡量ノ管治、税関規則ヲ考案スル事、税則公表ヲ草案スルヲ、通商條約ヲ考案スルヲ、脩船場(原語ト云フ)管理、商品貯蓄之事務、沿海ノ<sup>漁</sup>、海外通商一切之事件、自國ト外國トノ貿易上ニ干涉スル諸般文書ヲ公布スル事<sup>30</sup>

これに対して、わが國の農商務省職制をみると十三項中第一より第七まで

第一 農業、商業、工作、技術、漁獵、商船、海員(海軍所管ノ軍人ヲ除ク)發明、商標、度量衡、附墾、牧畜、動植物の育種、獸医、会社(銀行、鉦山、鐵道、灯台、電信会社ヲ除ク)山林、郵便ニ関スル法令ノ施行ヲ保持

## 監督ス

第二 官設ノ農商工ノ諸学校（工部省所管ノ工部学校ヲ除ク）農工業模範ノ建造物及ヒ博物館（従前内務省所管ノ分に限ル）ヲ管理シ民立農商工ノ諸学校ヲ監督ス

第三 商法會議所及農工業ニ関スル議會、米商會社、株式取引所ヲ管理ス

第四 博覽會、競進會、博物ノ保存、農商業、工作技術ノ改良、防害、其器具ノ改良、試験、地質調査ノ結果等ニ因リ農商工ノ改進黨勸励ニ関スル事務ヲ管理ス

第五 駅通官ヲ統率シ駅通及ヒ郵便為換貯金預リノ事務ヲ統制ス

第六 官有ノ山林ヲ管轄シ其保畜栽培伐木ニ係ル事務ヲ統理シ私有ノ山林保畜栽培伐木ノ方ヲ監督ス

第七 一般ノ統計表編製ノ材ニ供スルタメ農商工ノ盛衰、郵便ノ増減、物価ノ高低、内外貿易ノ景況及ビ山林ノ調査等ニ関スル文書ヲ採集ス<sup>31</sup>

右のわが国の農商務省と仏国のそれとを比較するとともに大きな相違は駅通関係において、日本の場合にあり、仏にはないが、当時のわが国では駅通の事務は省はもろんのこと独立の局をおくまでに至っていないからであって、事務の簡素化より農商務省につけられたものであるが、それにしても仏国の農商務省を範としていたことを知りうるのである。

仏国農商務省の職制を参考にして、「行政各庁ノ全体上ニ付其各局課担当事務ノ景況ヲ審ニシ彼此ノ緩急便否ヲ量リテ」作られた草案が「農商務事務課程」といわれるものであった。この草案はその後補正されて「農商務省事務章程」として成文化された。両者を対比すると次の通りであった。

農商務省事務課程<sup>33</sup>

第一条 農商務卿管掌ノ事務ハ左ノ諸局ニ分任整理スベキモノトス

- 一 書記局
- 二 農務局
- 三 商工局
- 四 山林局
- 五 郵便局
- 六 會計局
- 七 農工商法例取調委員
- 八 農商工學務委員

第二条 書記局ハ卿輔官房ノ事務官印ノ監守公文ノ往復

職員記録其他々局ノ主務ニ屬セサル事件ヲ調理ス

第三条 農務局ハ勸農、漁獵、開墾、地質調査、備荒儲

蓄、農学校及ヒ農業上ノ建造物、農業上ノ統計ニ関スル文書ノ採集及ヒ農業議會ニ関スル事務ヲ調理ス

第四条 商工局ハ勸商、勸工、発明品ノ専売免許、商標度量衡、商船、商業上ノ統計ニ関スル文書ノ採集、及ヒ商法會議所ニ関スル事務ヲ調理ス

農商務省事務章程<sup>34</sup>

第一条 農商務卿管掌ノ事務ハ左ノ諸局并ニ會議ニ分任シテ整理審議スベキモノトス

- 一 書記局
- 二 農務局
- 三 商務局
- 四 工務局
- 五 山林局
- 六 郵便局
- 七 博物局
- 八 會計局
- 九 農商工上等會議

第二条 (同上)

第三条 農務局ハ勸農、漁獵、開墾、地質調査、農学校

農業上ノ建物、農学校ノ統計ニ関スル文書ノ採集及ヒ農業議會ニ関スル事務ヲ調理ス

第四条 商務局ハ勸商、会社、度量衡、商船、海員、商業上ノ統計ニ関スル文書ノ採集及ヒ商法會議所ニ関スル事務ヲ調理ス

第五条 工務局ハ勸工、発明品ノ専売免許、商標、工学校、工作上ノ建造物、工作上ノ統計ニ関スル文書ノ採

第五條 山林局ハ官有私有山林ノ保蓄栽培伐木等山林ニ  
関スル一切ノ事務ヲ調理ス

第六條 駅運局ハ駅運郵便為換貯金預リニ関スル一切ノ  
事務ヲ調理ス

第七條 會計局ハ各局経費ノ出納所要物品ノ購入及ヒ交  
付等會計ニ関スル一切ノ事務ヲ調理ス

第八條 農商工法例取調委員ハ農商務卿ノ上請ニ依リ太  
政官ヨリ之ヲ命シ商船律發明品専売免許法等農商工ニ  
関スル新法ノ設立旧法改正ノ下調ニ従事シ会社設立願  
許可其他法律規則ニ関シ農商務卿ヨリ発スル所ノ議件  
ヲ審議ス

集及ヒ工作技術上ノ議會ニ関スル事務ヲ調理ス

第六條 (課程第五條の保蓄を保苗と改む)

第七條 博物館ハ古器物ノ保存美術ノ勸奨ニ関スル事務  
ヲ調理シ博物館ヲ管守ス

第八條 (課程第六條に同じ)

第九條 (課税第七條に同じ)

第十條 農商工上等會議ハ臨時若クハ定期農商務卿ノ招  
集ヲ以テ之ヲ開キ太政官若クハ農商務卿ヨリ諮詢スル  
農商工ノ利害ニ関スル事件ヲ審議スルモノトシ其會員  
ハ兼テ太政官ヨリ之ヲ命シ農商務卿ヲ以テ其議長トス  
第十一條 農商工上等會議ハ議件担当ノ事務ニ関係アル  
トキ參議各省使長官及ヒ其代理人ハ會議ニ出席シテ弁  
論スルヲ得

第十二條 農商工上等會員ハ宣任ノトキ其專務ヲ農商工  
ノ三部ニ分チ任シ農商務卿ハ其一部ノ會員ノミヲ招集

シ若クハ三部ノ會員ヲ同時ニ招集スルヲ得

第十三条 農商工上等等會議ノ書記ハ農商務卿之ヲ命ス

第十四条 農商工上等等會議ニ諮詢スヘキ事件及ヒ該會員

選任ノ方法其他ノ細則ハ別段ノ達シヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第九条 農商工學務委員ハ太政官ヨリ之ヲ命シ農商工諸

学校及ヒ諸試験ノ教科課程教員ノ備入レ生徒募集ノ方

法等ノ學務ニ関スル事件ヲ審議ス

草案ともいふべき「事務課程」と成文となつた「事務章程」とを比較すると、前者の商工局が後者では、商務、工務の両局に分けられている。さらに後者には博物館が附加され、もっとも大きな相違は農工商法例取調委員が農商工上等等會議となり、農商工學務委員が削除されていることである。

農商工法例取調委員は調査機関であり一部審議機関であるのに対して、農商工上等等會議は、農商務卿を議長とする太政官および農商務卿よりの農商工に關する諮詢事項を審議する政府の政策決定の前提となるものであるから、上等という名稱がつけられたものである。この會員は「農商務省沿革略志」によつてみれば、農部二六名、商部三三名、工部一八名となつており、政府各機関を網羅したものであつて、さらに農商務卿は時として各府県農商諮問会および連合区町村農商工議會より委員を會員とさせることもできることとし、セクシヨナリズムを排して「公平不偏」の結論を出すためのものであつて、苦心の跡をうかがうに足りよう。これを前掲の「仏國農商務省職制」をみると、農商工議事局は議長に農商務卿があたり、第一副議長に下院代議士、第二副議長に民撰議院の副議長がなり、総議員數六〇名より構成されている。この内容については明らかではないが、おそらく「農商工ノ利害ニ関スル事件ヲ審議スル」

議決機関であつたと思われる。この農商工議事局に倣つて「事務課程」の農商工法例取調委員が「事務章程」の農商工上等會議に交革されたものであらう。そしてその理由としては既に触れた維新政府の經濟政策に対する民権派および在野の學識者の批判を受け入れて、その批判に答えたものと考えられるのである。

29 「農商務省沿革略誌」

30 「大隈文書」A五〇〇

31 「法規分類大全」官職門、農商務省一、二頁。

32 「大隈文書」A五三一

33 同右。

34 「法規分類大全」前掲書三、四頁。

## 七

以上農商務省設置の事情について触れたのであるが、このような過程をへて明治十四年四月農商務省設置をみるにいたり、殖産興業政策は、農商務省を中心としておしすすめられることとなつた。工部省も明治十八年十二月太政官制が廃止されることによつて、廃省となり、鉱山・工作關係は農商務所管となり、名実ともに農商工業の事務を統轄し、明治二十三年六月の官制改革によつて、「農商務大臣へ農商工及水産・林野・鉱山・地質・發明・意匠及商標ニ關スル事務ヲ管理ス」ることとなつて、大正十四年四月の農林・商工二省の分離に至るまで、明治・大正期の經濟政策の主務機関として日本近代化に貢献したのであつた。